

第4節 企画調整

1 教職員現職教育計画の策定

(1) 教職員現職教育企画調整会議を開催し、平成2年度の教職員研修計画、及び研究学校（地区）指定計画について策定にかかる協議や関係課・所間の調整を行い、「教職員現職教育計画」を策定した。

○作成部数 2000 部

○配布機関 教育委員、教育庁各課・所、教育事務所、県立学校、市町村教育委員会、公立小・中学校、県議会文教委員、その他関係機関

(2) 策定経過は次のとおり。

回	開催期日	会議の場所	議事及び協議の概要
第1回	元. 5. 1	教育委員室	<ul style="list-style-type: none"> ○平成元年度の教職員現職教育計画策定の反省について ○平成2年度の教職員現職教育計画策定要領、及び日程について
第2回	元. 10. 7	正 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○平成2年度の教職員現職教育計画策定にかかる検討課題等について ○「情報処理教育地域研修」実施計画（案）について
第3回	元. 11. 22	教育委員室	<ul style="list-style-type: none"> ○平成2年度研修事業の新設、変更、廃止等について ○平成2年度教職員研修計画（素案）、及び研究学校（地区）指定計画（素案）について
第4回	2. 1. 26	教育委員室	<ul style="list-style-type: none"> ○平成2年度教職員研修計画（案）、及び研究学校（地区）指定計画（案）について ○平成2年度教職員研修事業年間日程（案）について

(3) 構成員

総務課 課長、主幹、主任主査、主任管理主事、事務担当者
 義務教育課 主幹（指導担当）、主任指導主事
 高等学校教育課 主幹（指導担当）、主任指導主事
 養護教育課 主任指導主事
 保健体育課 主幹、主任指導主事
 教育センター 学校経営部長、学習指導部長、科学技術教育部長、教育相談部長
 養護教育センター 事業部長

2 現職教育計画推進委員会の設置

(1) 教職員現職教育企画調整会議設置要綱第6条に基づき、教職員現職教育計画の円滑な推進を図るため、「現職教育計画推進委員会」を設置した。設置要綱は、平成元年4月28日から施行。

(2) 構成員

総務課	主幹、主任管理主事、事務担当者
義務教育課	主任指導主事、担当指導主事
高等学校教育課	主任指導主事、担当指導主事
養護教育課	主任指導主事、担当指導主事
保健体育課	主任指導主事兼学校体育係長
教育センター	学習指導係長、情報処理教育係長
養護教育センター	研修係長

(3) 会議の経過

回	開催期日	会議の場所	議事及び協議の概要
第1回	元. 5. 26	西庁舎5階 第一会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○「現職教育計画推進委員会」設置要綱について ○現職教育計画推進上の課題について ○コンピュータ等教育実践研修について
第2回	元. 7. 10	職員研修所 第一実習室	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータ等の教育的利用にかかる「地域研修実施計画」（素案）について
第3回	元. 9. 1	職員研修所 第二実習室	<ul style="list-style-type: none"> ○コンピュータ等の教育的利用にかかる「情報処理教育地域研修実施計画」（案）について

3 教員の資質向上連絡協議会

(1) 教員の資質能力の向上方策に資するため、大学、教育委員会、学校の連携、協力のもとに、教員の養成～採用～現職研修に係る協議を行った。

(2) 福島県連絡協議会

① 構成員

ア 大学関係者	11名
福島大学、日本大学、郡山女子大学、いわき明星大学、いわき短期大学、桜の聖母短期大学、福島女子短期大学、会津短期大学	
イ 学校関係者	5名
県小学校長会長、県中学校長会長、県高等学校長協会長、県養護学校長会長、私立中学高等学校長協会長	
ウ 教育委員会	7名
県教育次長、総務課長、義務教育課長、高等学校教育課長、養護教育課長、県都市教育長協議会長、県町村教育長協議会長	